令和７年度

印西市一般廃棄物処理概要

印　西　市

環境経済部クリーン推進課

目　　次

１．印西市の概要

（１）市勢 …… 1

（２）組織 …… 2

２．一般廃棄物処理概要

（１）クリーン推進課人員配置 …… 3

（２）クリーン推進課事務分掌 …… 3

（３）ごみ処理概要 …… 4

（４）ごみ処理体系 …… 4

（５）家庭系ごみの分別基準 …… 5

（６）家庭系ごみの収集日 …… 6

（７）し尿及び浄化槽汚泥の処理概要 …… 7

（８）し尿処理体系 …… 7

３．一般廃棄物処理経緯

（１）経緯 …… 8～12

（２）清掃事業費の推移 …… 13

（３）年度別ごみ排出量推移 …… 14～18

（４）年度別し尿排出量推移 …… 19

（５）し尿浄化槽設置状況 …… 20

（６）ごみ処理コスト推移 …… 21

（７）し尿処理コスト推移 …… 21

４．可燃ごみの組成分析

（１）家庭系可燃ごみ組成分析 …… 22

（２）印西クリーンセンター焼却炉ごみ質分析 …… 22

５．資源化事業

（１）有価物集団回収奨励金事業 …… 23

（２）生ごみ減量化事業 …… 24

６．施設・許可業者

（１）ごみ処理施設 …… 25

（２）ごみ収集運搬許可業者 …… 26

（３）し尿処理施設 …… 27

（４）し尿処理許可業者 …… 27

７．その他

（１）クリーン印西推進運動 …… 28

（２）ゴミゼロ運動 …… 28

（３）不法投棄防止事業 …… 28

（４）動物死骸収集 …… 29

（５）歩行喫煙、ポイ捨て等防止事業 …… 29

１．印西市の概要

（１）市　　勢

本市は、千葉県北西部に位置し、三方を利根川・印旛沼・手賀沼に囲まれた自然に恵まれた土地です。

古くから、平坦で肥沃な土地と恵まれた水利を利用し穀倉地帯として、農業を中心に発展してきました。

昭和２９年１２月１日、町村合併促進法により印旛郡内の２町２村（木下町、大森町、船穂村及び永治村の一部）が合併し、印西町としてスタートしました。その後、昭和４２年１２月に新住宅市街地開発事業の都市計画決定を受け、千葉ニュータウン開発事業が展開され、この進歩と都市化の影響と相まって、平成４年に人口５万人を突破、農村地帯から住宅都市へ、そして平成８年４月１日に市制施行され「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」ことができる多機能自立都市へと変貌を遂げました。

現在本市では、すべての市民が、自然との関わりを大切にしながら、安全で安心して暮らせる未来を創造するため、人と自然が笑顔でつながるまちづくりを目標にしています。

また平成２２年３月２３日、市町村の合併の特例等に関する法律により隣接する印旛村、本埜村と合併し、新印西市として生まれ変わりました。

○位　置：東経１４０度０９分　　北緯３５度５０分
○面　積：１２３．７９㎢
○人　口：１１２，４０２人（令和８年３月末現在）
○市の花：コスモス（平成２２年９月１１日指定）
○市の木：　サクラ　（平成２２年９月１１日指定）
○市の鳥：　メジロ　（平成２２年９月１１日指定）
○市の魚：　ナマズ　（平成２２年９月１１日指定）

印西市位置図

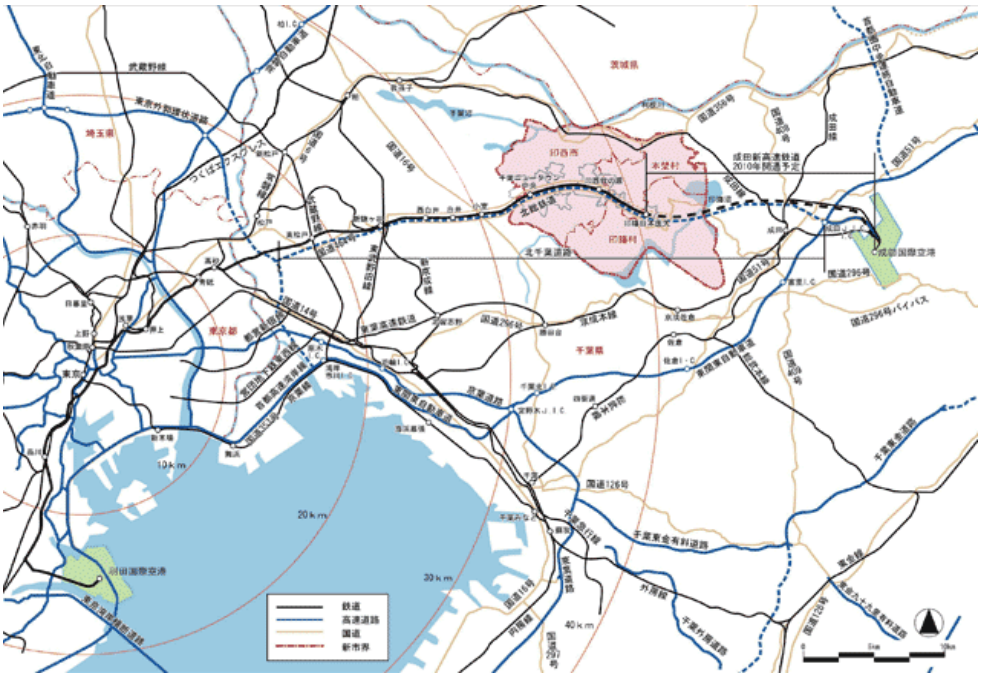

令和７年度　印西市行政組織図

令和7年4月1日

- 市長
  - 副市長
    - 総務部
      - 総務課 ― 法規係　文書係　行革推進係
      - 秘書広報課 ― 秘書室　広報広聴係
      - 人事課 ― 人事研修係　給与厚生係
      - ＤＸ推進課 ― 管財係　システム管理係
        - デジタル戦略室
      - 防災課 ― 防災係
        - 危機管理室
    - 企画財政部
      - 企画政策課 ― 企画係　政策推進係 ― 公共施設整備推進室
        - 印旛医科器械歴史資料館（指定管理）
      - 交通政策課 ― 交通政策係　地域交通係
      - 財政課 ― 財政係　契約検査係
      - 資産経営課 ― 資産経営係　施設管理支援係
    - 市民部
      - 市民活動推進課 ― 活動支援係　男女共同参画係
        - 市民安全係　防犯対策係
        - 市民活動支援センター（指定管理）
        - 市民安全センター
        - 男女共同参画センター
        - コミュニティセンター（指定管理４施設）
        - 青年館（指定管理７施設）
        - 集会所（指定管理３施設）
        - 構造改善センター（指定管理13施設）
        - 自転車駐車場（指定管理６施設）
      - 市民課 ― 住民記録係　窓口係　戸籍係　旅券交付係
        - 中央駅前出張所　牧の原出張所　小林出張所　船穂出張所
        - 滝野出張所　岩戸出張所　平賀出張所
      - 課税課 ― 税制係　市民税係　家屋係　土地係　償却資産係
      - 納税課 ― 収納管理係
        - 債権回収対策室
      - 国保年金課 ― 保険税係　給付係　高齢者医療年金係
      - 印旛支所 ― 市民サービス課 ― 地域支援係　市民福祉係
      - 本埜支所 ― 市民サービス課 ― 地域支援係　市民福祉係
    - 環境経済部
      - 環境保全課 ― 保全係　指導係　鳥獣被害対策係
      - クリーン推進課 ― 推進係　不法投棄対策係
        - 次期中間処理施設対策室
      - 経済振興課 ― 商工振興係
        - プロモーション推進室
        - 消費生活センター
      - 農政課 ― 農政係　振興係
    - 福祉部
      - 社会福祉課 ― 厚生係　地域福祉推進係　保護係
        - 印西地域福祉センター（指定管理）
        - 印旛地域福祉センター　指導班
        - 草深ふれあい市民センター
        - 牧の原地域交流センター
      - 高齢者福祉課 ― 生きがい支援係　包括支援係
        - 介護保険係　介護認定給付係
        - 高花老人福祉センター　指導班
        - そうふけ老人福祉センター　指導班
        - 滝野シルバールーム
        - 中央老人福祉センター（指定管理）
        - 高齢者就労支援センター（指定管理）
      - 障がい福祉課 ― 給付係　支援係
        - 子ども発達センター　療育班　相談班
        - 障がい者サポートセンター（指定管理）
        - 福祉作業所（指定管理）
        - 障害児放課後対策事業所（指定管理）
    - 健康子ども部
      - 子育て支援課 ― 子ども政策係　支援係　給付係
        - そうふけ児童館　指導班
        - いんば児童館　指導班
        - 中央駅前児童館　指導班
        - 子どもふれあいセンター（指定管理）
        - 滝野子育て支援センター　指導班
        - 小林子育て支援センター（指定管理）
      - 保育幼稚園課 ― 計画管理係　入園係　指導給付係
        - 木刈保育園　内野保育園　高花保育園
        - 西の原保育園　もとの保育園
      - 子ども家庭課 ― 子ども包括支援係　児童相談係　母子保健係
      - 健康増進課 ― 健康政策係　健康支援係　感染症予防係
      - スポーツ振興課 ― 振興係　施設管理係
    - 都市建設部
      - 都市計画課 ― 計画係　地籍調査係　開発指導係
      - 建築指導課 ― 審査指導係　住宅係
      - 都市整備課 ― 整備係　管理係　印旛中央地区係
      - 土木管理課 ― 管理係　許認可係　維持係
      - 建設課 ― 計画係　建設係
        - 用地対策室
  - 会計管理者 ― 会計課 ― 出納係　審査係
  - 上下水道部
    - 水道課 ― 業務係　工務係
    - 下水道課 ― 業務係　工務管理係
- 議会 ― 事務局 ― 庶務係　議事係
- 選挙管理委員会 ― 事務局 ― 庶務係　選挙係
- 監査委員 ― 事務局 ― 監査班
- 農業委員会 ― 事務局 ― 総務係　農地係
- 教育委員会 ― 教育長 ― 教育部 ― 事務局
  - 教育総務課 ― 総務係　整備係　管理係　学校新設準備室
  - 学務課 ― 学務係　学校適正配置推進係
    - もとの幼稚園　小学校（18校）中学校（9校）
  - 指導課 ― 指導係　学校保健係　教育情報推進係
    - 教育センター
  - 学校給食課 ― 給食管理係　施設管理係
    - 中央学校給食センター　管理班　業務班
    - 高花学校給食センター　管理班　業務班
    - 牧の原学校給食センター　管理班　業務班
    - 印旛学校給食センター　管理班　業務班
  - 生涯学習課 ― 推進係　放課後児童支援係
    - 中央公民館　指導班
    - 小林公民館　指導班
    - そうふけ公民館　指導班
    - 印旛公民館　指導班
    - 本埜公民館　指導班
    - 大森図書館　庶務班　奉仕班
      - （分館）小林図書館　そうふけ図書館
      - 小倉台図書館　印旛図書館　本埜図書館
    - 中央駅前地域交流館（指定管理）
    - 学童クラブ（指定管理24施設）
  - 文化振興課 ― 文化振興係　文化財係
    - 文化ホール（指定管理）
    - 木下交流の杜歴史資料センター　市史編さん班
    - 印旛歴史民俗資料館　庶務班　学芸班

２．一般廃棄物の処理概要

（１）クリーン推進課人員配置

（令和８年３月３１日現在）

職名 班	課　長	主　幹	副主幹	係長	主査	主査補	主　任 主　事	主　事	主任技術作業員	再任用	合　計
	１			３	５			１	２	２	１４
推　進　係				（１）	（３）			（１）	（１ ※１）		（６）
不法投棄対策係				（１）	（１）				（１）	（２）	（５）
次期中間処理施設対策室				（１ ※１）	（１ ※１）						（２）

（　）は内訳　※の右は兼務人数

（２）クリーン推進課事務分掌

推進係

①廃棄物減量等推進審議会に関すること。

②ごみの減量化及び資源化に関すること。

③一般廃棄物処理業等の許可及び指導監督に関すること。

④都市廃棄物空気輸送施設に関すること。

⑤印西地区環境整備事業組合及び印西地区衛生組合に関すること。

⑥課の庶務に関すること。

不法投棄対策係

①清掃事業及び美化運動の企画、調査及び調整に関すること。

②廃棄物の不法投棄に関すること。

③歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の推進事業に関すること。

④その他ごみに関すること。

次期中間処理施設対策室

①印西クリーンセンター次期中間処理施設等に関すること。

（３） ごみ処理概要

市内の家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、印西地区環境整備事業組合が運営する印西クリーンセンターにおいて中間処理し、処理後の焼却灰や不燃残渣は、一部資源化するものを除き、印西地区一般廃棄物最終処分場において埋め立て処分を行っています。有害ごみについては、印西クリーンセンターにおいて一時保管後、委託処理を行っています。

また、資源物については、印西地区環境整備事業組合において、民間業者へ委託及び売却しています。

なお、事業活動によって生じた一般廃棄物は、印西クリーンセンター及び民間業者に搬入された後、処理されています。

（４） ごみ処理体系

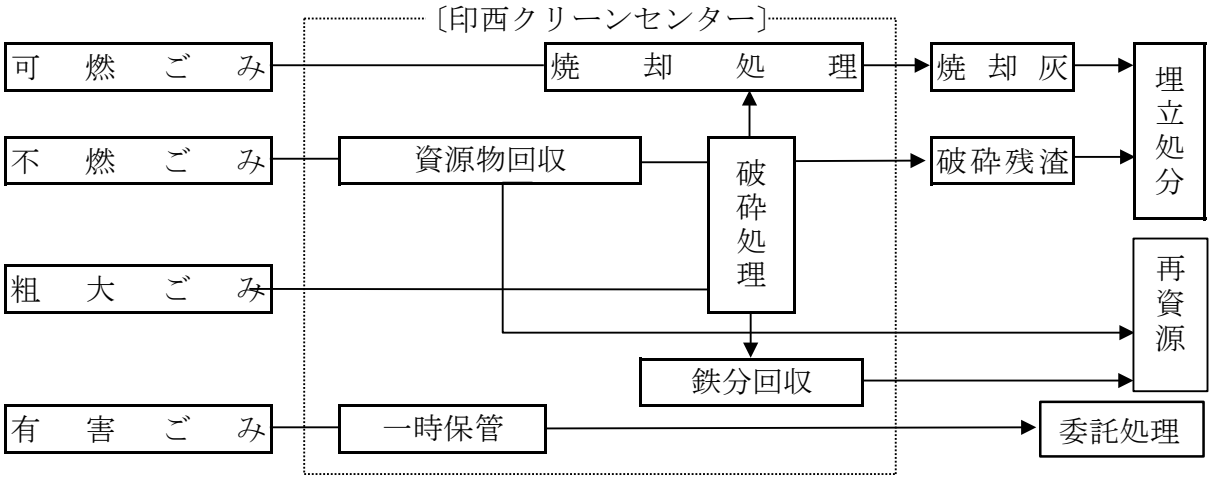

・令和６年12月27日の火災以降の不燃ごみ、粗大ごみは、民間事業者で処理

資源物			
ビン類	→	民間業者にて中間処理	→ 民間業者にて再生処理
カン類	→	民間業者にて中間処理	→ 民間業者へ売却
紙類	→	民間業者へ売却	
布類	→	民間業者へ売却	
ペットボトル	→	民間業者にて中間処理	→ 容器包装リサイクル協会を通じ、再生処理
プラスチック製容器包装等	→	民間業者にて中間処理	→ 容器包装リサイクル協会を通じ、再生処理
廃食油	→	民間業者へ売却	

有価物 ― 集団回収 ― 登録業者回収 → 再生処理

（５）家庭系ごみの分別基準

	燃やすごみ	燃やさないごみ	有害ごみ	粗大ごみ	資源物
品目	**台所ごみ** （料理くず等の厨芥類など） **木くず** （板切れ・竹・庭木・小枝・枯木など） **プラスチック類** （カセット・ビデオテープ・CD・おもちゃなど） **皮革類** （カバン・ランドセル・ベルトなど） **紙くず類** （ちり紙・ラミネート加工紙など資源物以外） **その他** （ぬいぐるみ・クッション・座布団など）	**ガラス類** （板ガラス・コップや割れたものなど） **陶磁器類** （茶碗・皿・植木鉢など） **金属類** （油缶・なべ・フライパン・やかん・刃物など） **その他** （針金・電気コード・使い捨てライター・電子体温計・傘・枝きりばさみ・空気入れ・給油ポンプ（電動式）・バットなど）	**乾電池** （充電式電池・ボタン型電池を除く、なお、回収ボックスに入らないコイン型電池は通常の乾電池扱い） **温度計類** **蛍光管** **水銀入り体温計**	**家具類** （机・椅子・タンス・ベッド・じゅうたんなど） **家庭用電化製品** （掃除機・電子レンジ・ストーブ・扇風機・ステレオ・ガスレンジ・炊飯器・ポット・ラジカセ・トースターなど） **寝具類** （布団・毛布など） **その他** （自転車・スキー板・木材（長さ1.8m以内）など） 注：指定袋に入らない大きさの燃やすごみ・燃やさないごみも粗大ごみとなります	**ビン類** （ジュース・酒・ビール・化粧品のビンなど） **カン類** （缶ビール・缶ジュース・缶詰など） **紙類** （新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パックなど） **布類** （古着・シャツなど） **ペットボトル** （飲料・酒・しょうゆボトルなど） **プラスチック製品・容器包装** （50cm以下の100％プラスチック製品、食品トレイ・卵パック・洗剤ボトル・外袋・ラップ発砲スチロール箱など） **スプレー缶・カセット式ガスボンベ** **廃食油** **小型家電** （ドライヤー・ひげ剃りなど）
出し方	・指定袋へ入れる。厨芥類は水分を取り除く。 ・雑草、庭木の枝は太さ3㎝程度、長さ45㎝以内にする。	・指定袋へ入れる。 ・鋭利なものは、紙等で包み「危険」と表示をする。	・透明袋に入れる。 ・蛍光管は買い替えの時の箱へ入れる。	・粗大ごみ収集事務所へ電話申込制 ・大きさは180cm×90cm×90cm以内 ・木材類は直径10cm以内	・ビン類、カン類、ペットボトルは専用袋へ中をすすいで入れる。 ・紙類はひもで十字に縛る。 ・布類はビニール袋へ入れる。プラ製品・容器は指定袋へ入れる。 ・廃食油・小型家電製品は拠点回収 廃食油（15か所） 小型家電（17か所） ・小型充電式電池の窓口回収

収集できないごみ

(1) 事業活動等によって生じた産業廃棄物（木屑、紙屑、繊維屑を除く）
①廃プラスチック類（発泡スチロール、ポリフィルム、塩化ビニールシート、農業用ビニール、塩ビパイプ、ポリ容器、プラスチック成形物等）　②金属くず（業務用金属カン、金属製品具、金属製機械、農機具、金属製家具、金属を含む不用物等）　③ガラス及び陶磁器くず（業務用ビン、事業所の蛍光管、ガラスを含む不用物、瓦、土器・陶器、磁器くず）　④がれき類（石膏ボード、コンクリートの破片等の建設廃材）　⑤ゴムくず　⑥汚泥　⑦燃え殻　⑧廃油　⑨廃酸　⑩廃アルカリ　⑪鉱さい　⑫ばいじん　⑬家畜のふん尿　⑭家畜の死骸　⑮動植物性残渣　⑯動物系固形不要物　⑰産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の種類の産業廃棄物に該当しないもの

(2) 廃棄物関係法令等により指定されているもの
①冷蔵庫（冷凍庫）　②テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機ＥＬ）　③洗濯機　④エアコン（室外機含）　⑤パソコン（ノート型 デスクトップ型、ブラウン管式、液晶式ディスプレイ）　⑥衣類乾燥機　⑦スプリング入りマットレス　⑧タイヤ　⑨注射器　⑩小型二次電池（充電して繰返し使える電池）　⑪オートバイ等
※ ①から⑥までの電化製品は分解したものを含む
※ ⑪オートバイは、メーカーによる自主回収システムによる

(3) 爆発及び発火の恐れがあるもの
①発炎筒　②火薬類　③導火線・花火・マッチ（水に十分浸してないもの）　④石油類　⑤薬品（農業、科学、医療用等）　⑥シンナー　⑦塗料等

(4) 破砕機で処理できないもの
①太陽熱温水器　②受水槽　③浴槽　④大型流し台　⑤大型機械製品　⑥自動車部品　⑦耐火金庫　⑧ワイヤー類　⑨ブロック　⑩レンガ　⑪消火器　⑫ガスボンベ　⑬バッテリー　⑭スプリング類

（６）家庭系ごみの収集日

町内会等名（地区名）	燃やすごみ	燃やさないごみ		有害ごみ		資源物
	毎週	毎月第1・第3	毎月第2・第4	毎月第1・第3	毎月第2・第4	毎週
大森・西埜原・七畝割・六軒・中の口・発作上・発作下・亀成	月・木		火		火	金
西の原・東の原・牧の原・牧の台・原（千葉ニュータウン）	月・木		水		水	火
木下（上町・下町・幸町）・木下東・竹袋・木下南	月・木		金		金	水
宗甫・石道台・七軒屋・内川・寺台・仲の側・柏木台・原（草深）・結縁寺・松崎	火・金		金		金	水
鹿黒・鹿黒南・泉・草上・多々羅田・船尾・戸神・戸神台・武西・武西学園台・中央南・中央北・内野・原山・高花	火・金		水		水	月
古新田	火・金		木		木	月
別所・鳴沢	火・金		木		木	水
本郷・宮内・白幡・浦部・浦幡新田・小倉・和泉・木刈・牧の木戸・大塚・小倉台・高西新田	水・土		月		月	木
平岡・馬場・小林牧場・小林台方・小林新田・砂田・小林北・小林浅間・小林大門下	水・土		木		木	火
岩戸・大廻・鎌苅・瀬戸・造谷・つくりや台・萩原・平賀・平賀学園台・舞姫・松虫・美瀬・師戸・山田吉高・吉田・若萩	月・木	火		火		水
安食卜杭・和泉屋・押付・笠神・川向・行徳・荒野・酒直卜杭・桜野・佐野屋・下井・下曽根・将監・甚兵衛・滝・滝野・立埜原・角田・中・中田切・中根・長門屋・萩埜・松木・みどり台・本埜小林・物木・竜腹寺・レーベンプラッツ印西牧の原ブランクラス	火・金	水		水		月

粗大ごみ収集日

地　区　名	収集日
浦部・小倉・和泉・白幡・浦幡新田・高西新田・浦部村新田・木刈・大塚・小倉台・牧の木戸	火
船尾・武西・戸神・戸神台・結縁寺・多々羅田・松崎・草深・泉・高花・小林・小林北・小林浅間・小林大門下・武西学園台・中央南・中央北	水
内野・原山・安食卜杭・和泉屋・押付・笠神・川向・行徳・荒野・酒直卜杭・桜野・佐野屋・下井・下曽根・将監・甚兵衛・滝・滝野・立埜原・角田・中・中田切・中根・長門屋・萩埜・松木・みどり台・本埜小林・物木・竜腹寺	木
木下・木下南・木下東・竹袋・平岡・別所・宗甫・大森・鹿黒・鹿黒南・亀成・発作・相嶋・浅間前・西の原・原・東の原・牧の原・牧の台・岩戸・大廻・鎌苅・瀬戸・造谷・つくりや台・萩原・平賀・平賀学園台・舞姫・松虫・美瀬・師戸・山田・吉高・吉田・若萩	金

（７）し尿及び浄化槽汚泥の処理概要

市内の家庭及び事業所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、市の許可を受けた業者が収集し、印西地区衛生組合が運営する衛生センターへ搬入しています。

衛生センターでは、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を高負荷脱窒素処理方式（限外ろ過膜法）で適正処理を行っています。

なお、処理後における汚泥は、民間業者へ委託し、リサイクル資材への再生及び埋め立てされています。

（８）し尿処理体系

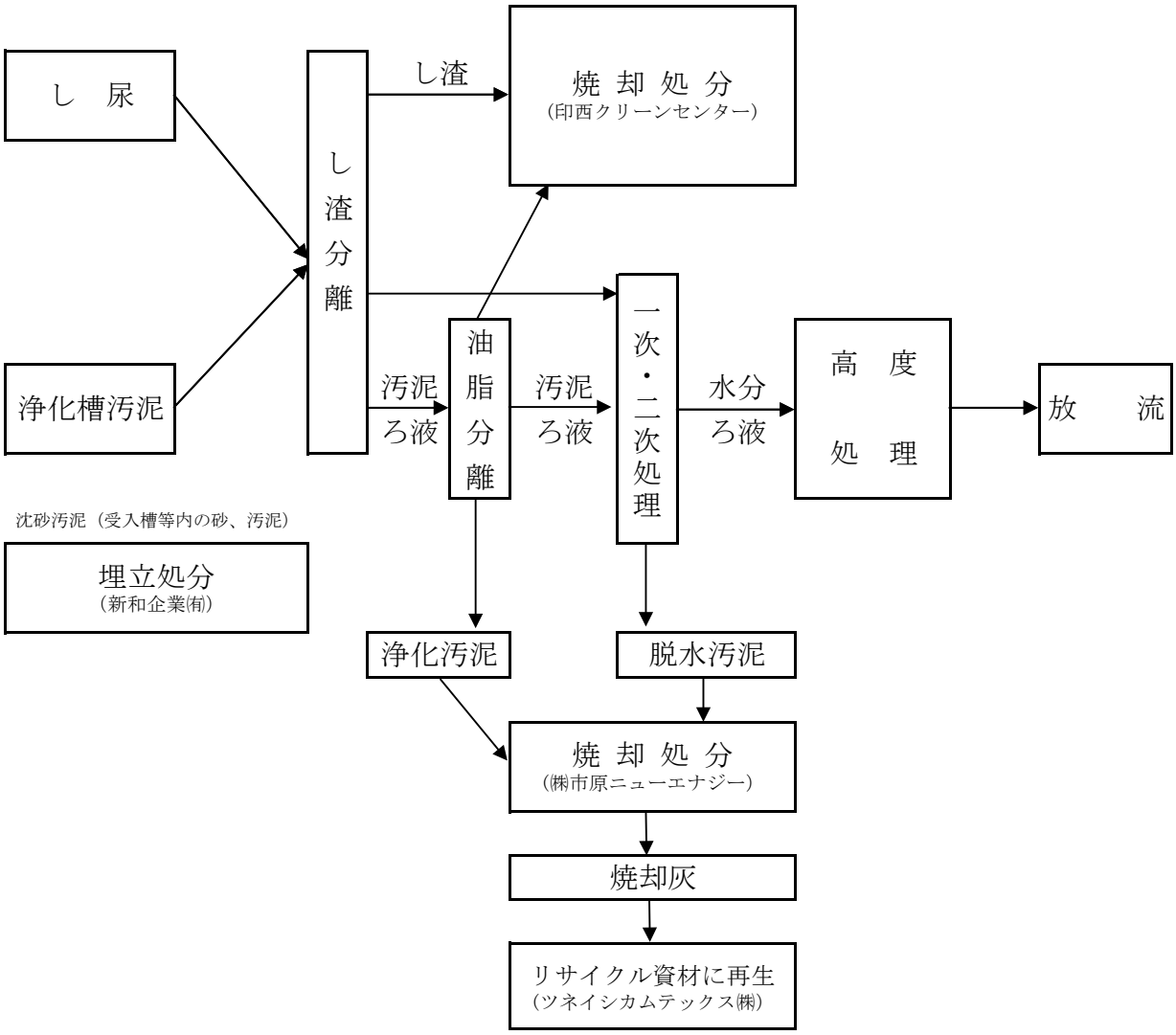

３．一般廃棄物の処理経緯

（１）経緯

昭和２９年（１９５４年）	７月	・清掃法（昭和２９年法律第７２号）が施行
昭和３８年（１９６３年）	１月	・清掃法の規定による特別清掃区域の指定を受ける。
昭和３９年（１９６４年）	３月	・町営塵芥焼却場が完成：4t／日／8ｈ（竹袋地先） ＊所管課は住民課
昭和４６年（１９７１年）	９月	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）が施行
昭和４７年（１９７２年）	４月	・印西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を施行 ＊所管課が保健衛生課に変更
昭和５１年（１９７６年）	３月	・印西地区環境整備事業組合の設立（処理事務：塵芥処理）
昭和５４年（１９７９年）	３月	・白井清掃センターが業務開始（印西地区環境整備事業組合）
昭和５６年（１９８１年）	８月	・空き缶プレス場を設置（大森地先）
昭和５７年（１９８２年）	４月	・ごみ袋を指定（４種分別）、有料化（１枚20円）
	５月	・第１回ゴミゼロ運動の実施（１都９県）
	１０月	・可燃ごみ収集運搬委託を開始（２業者）
	１２月	・町営塵芥焼却場の煙突解体
昭和５９年（１９８４年）	７月	・有害ごみ（電池・蛍光管・体温計）の分別収集開始
昭和６１年（１９８６年）	４月	・ごみ袋指定を廃止、分別を２種類に変更 ・印西クリーンセンター業務開始、事業系一般廃棄物処理手数料10円/kg、60年12月から白井清掃センターを予備炉とする。（印西地区環境整備事業組合）
	１０月	・不用品情報コーナーの設置
昭和６２年（１９８７年）	４月	・町営塵芥焼却場を廃止
平成 元 年（１９８９年）	４月	・有価物集団回収奨励金制度を施行 ＊団体への奨励金4円/kgを交付 【Ｐ23参照】
	５月	・空き缶プレス場を解体
平成 ３ 年（１９９１年）	４月	・生ごみ堆肥化容器購入設置補助金制度の施行 ＊補助率１／２、補助上限額3,000円 【Ｐ24参照】 ・有価物集団回収奨励金制度を改正 ＊団体への奨励金を5円/kg、回収業者への奨励金を１円/kgとする。 【Ｐ23参照】
	１０月	・不燃ごみ収集運搬委託を開始（２業者） ・再生資源利用促進法（平成３年法律第４８号）が施行
	１１月	・第１回印西町ごみ博覧会を開催
平成 ４ 年（１９９２年）	４月	・課名を環境保全課に変更 ・資源物収集を開始（全町内）収集運搬委託業者１社 ・資源物収集報奨金交付制度を施行 ・有価物集団回収奨励金制度を改正 ＊回収業者への奨励金を2円/kgとする。 【Ｐ23参照】

平成 ５ 年（１９９３年）	３月	・印西地区ごみ処理基本計画を策定（印西地区環境整備事業組合）
	４月	・有価物集団回収奨励金制度を改正 ＊団体への奨励金を7円/kg、 回収業者への奨励金を3円/kgとする。 【Ｐ23参照】
	１１月	・環境基本法（平成５年法律第９１号）が施行
平成 ６ 年（１９９４年）	７月	・クリーン印西推進運動を実施し、毎月第１月曜日をクリーン印西推進デーとする。 【Ｐ28参照】
平成 ７ 年（１９９５年）	４月	・課名を生活環境課に変更 ・粗大ごみ収集運搬委託を開始（１業者）
平成 ８ 年（１９９６年）	４月	・印西市市制施行 ・印西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止し、印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を施行する。 ・印西市廃棄物減量等推進審議会を設置する。 ・印西市都市廃棄物空気輸送施設収集要綱を施行し、都市廃棄物空気輸送事業を開始（都心東地区業務系） ・有価物集団回収奨励金制度を改正 ＊回収業者への奨励金を5円/kgとする。 【Ｐ23参照】 ・生ごみ堆肥化容器購入設置補助金制度を改正 ＊コンポスト以外の容器（ＥＭ容器）も補助金対象とした。
平成 ９ 年（１９９７年）	４月	・組織を部課制とし、市民経済部生活環境課となる。 ・容器包装リサイクル法（平成７年法律第１１２号）施行に伴い資源物収集にペットボトルと飲料用紙パックを追加 ・印西市ごみ博覧会を実行委員会形式に改める。
平成１０年（１９９８年）	４月	・印西市生ごみ堆肥化処理容器購入補助金交付要綱を廃止し印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を施行する。 ＊生ごみ減量化機器も補助金対象とした。
	６月	・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が10円/kgから15円/kg（税別）になる。（印西地区環境整備事業組合）
	９月	・都市廃棄物空気輸送施設、住宅系の供用開始
平成１１年（１９９９年）	６月	・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が15円/kgから20円/kg（税別）になる。（印西地区環境整備事業組合） ・「一般廃棄物最終処分場」の供用開始（印西地区環境整備事業組合）
平成１２年（２０００年）	３月	・印西地区ごみ処理基本計画を改訂（印西地区環境整備事業組合）
	４月	・印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を改正 ＊生ごみ減量化機器の補助上限額を25,000円から30,000円とする。【Ｐ24参照】 ・印西市ごみ博覧会実行委員会をいんざい環境フェスタ実行委員会に改める。
	６月	・循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第１１０号）が施行

平成１３年（２００１年）	４月	・資源有効利用促進法が施行 （再生資源利用促進法を一部改正） ・家電リサイクル法（平成１０年法律第９７号）の施行により対象品目であるテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の粗大ごみ収集を廃止
	５月	・食品リサイクル法（平成１２年法律第１１６号）が施行
	１０月	・資源物収集にプラスチック製容器包装ごみを追加
平成１４年（２００２年）	１月	・印西市ごみ減量計画の策定
	４月	・印西市指定ごみ袋制度を施行 ＊燃やせるごみ用、燃やせないごみ用、プラスチック製容器包装ごみ用
	５月	・建設リサイクル法（平成１２年法律第１０４号）が施行
	８月	・リサイクル情報広場取扱要領を策定し不用品交換を開始
平成１５年（２００３年）	３月	・資源物収集報奨金交付制度を廃止
	４月	・印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の改正 ＊補助率２／３、補助上限金額を30,000円から40,000円とする。【Ｐ24参照】
	１０月	・資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクルの開始
平成１６年（２００４年）	４月	・家電リサイクル法対象品目に電気冷凍庫が追加される。 ・資源物収集による紙類、布類の売却開始
	１０月	・オートバイメーカーによる二輪車リサイクルシステム開始に伴い原付バイクの粗大ごみ収集を廃止
	１１月	・「ノーレジ袋デー」（毎月５日）の制定、実施 ・廃食油拠点回収開始（７箇所）
平成１７年（２００５年）	２月	・自動車リサイクル法（平成１４年法律第８７号）が施行
	３月	・印西地区ごみ処理基本計画の改訂（印西地区環境整備事業組合）
平成１８年（２００６年）	１月	・廃食油拠点回収場所の拡大（７箇所から８箇所へ）
	１１月	・市制施行１０周年記念ゴミゼロ運動の実施
平成１９年（２００７年）	３月	・印西市マイバッグ普及促進協力店制度開始（協力店１２店）
	４月	・有価物集団回収奨励金制度を改正 ＊回収業者への奨励金を4円/kgとする。 【Ｐ23参照】 ・資源物収集によるカン類の売却開始
	７月	・印西市、白井市、印旛村、本埜村にて指定ごみ袋統一
平成２０年（２００８年）	１月	・印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例施行 【Ｐ29参照】
	４月	・印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例による重点区域での過料徴収開始 ・有価物集団回収奨励金制度を改正 ＊回収業者への奨励金を2円/kgとする。 【Ｐ23参照】

		・印西地区環境整備事業組合へ塵芥処理事務の一部（収集運搬業務）を移管
平成２１年（２００９年）	３月	・印西地区ごみ処理基本計画の改訂（印西地区環境整備事業組合）
	４月	・有価物集団回収奨励金制度を改正 ＊団体への奨励金を5円/kgとする。 【Ｐ23参照】 ・家電リサイクル法対象品目に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加 ・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が21円/kgから250円/10kg（税込）となる。（印西地区環境整備事業組合）
	６月	・印西クリーンセンター次期中間処理施設整備検討委員会の設置（印西地区環境整備事業組合）
平成２２年（２０１０年）	３月	・印旛村、本埜村を編入し、新印西市となる。 ・課名をクリーン推進課に変更 ・印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を改正 ・印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例を改正 ・印西市不法投棄監視員設置要綱を改正 ・印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を改正 ・印西市有価物集団回収奨励金交付要綱を改正
	４月	・有価物集団回収奨励金制度を改正 ＊団体への奨励金を6円/kgとする。 【Ｐ23参照】
	９月	・第１回クリーン印西推進運動統一美化キャンペーンの実施　【Ｐ28参照】
平成２３年（２０１１年）	１月	・不法投棄物協働撤去事業の開始
	３月	・東日本大震災による廃棄物の受入のため、仮置場を設置 ＊印西市草深１６１９－１ 滝野プラザ南側空地約４ｈａ 都市再生機構所有地 受入総量約７２０ｔ ・都市廃棄物空気輸送事業を中止
平成２４年（２０１２年）	３月	・第２次印西市ごみ減量計画の策定
	７月	・生ごみ処理機・剪定枝粉砕機の貸出事業開始
平成２５年（２０１３年）	３月	・有価物集団回収奨励金交付要綱を改正
	４月	・有価物集団回収奨励金制度を改正 ＊回収品目にペットボトルを追加する。
	４月	・多量排出事業者へ説明会を初めて開催
	１２月	・次期中間処理施設対策室を設置
平成２６年（２０１４年）	４月	・大型生ごみ処理機実証実験開始 ・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が250円/10kgから260円/10kg（税込）となる。（印西地区環境整備事業組合）
	６月	・廃棄物減量等推進員制度開始
	１０月	・ごみを減らす暮らしづくり講演会開催
平成２７年（２０１５年）	２月	・使用済小型電子機器等の拠点回収開始
	８月	・携帯電話スマートフォン用アプリによるごみ分別等の情報「さんあ～る」の配信開始
	１０月	・３Ｒ推進シンポジウム開催

平成２８年（２０１６年）	４月	・資源物とごみの分け方出し方改訂 ・スプレー缶の排出方法を資源物に変更
平成２９年（２０１７年）	３月	・印西市災害廃棄物処理計画策定 ・ごみ減量化モデル地区事業実施要領施行
	９月	・事業系廃棄物適正処理パンフレット発行
	１１月	・子ども服リユース事業「おさがりマルシェ」実施
平成３０年（２０１８年）	１月	・廃棄物減量等推進員印西市表彰等推薦基準策定
	４月	・クリーン推進班を推進係に、不法投棄対策班を不法投棄対策係に変更
平成３１年（２０１９年）	１月	・減量啓発映像制作、公開開始
	３月	・印西地区ごみ処理基本計画策定
令和元年　（２０１９年）	１０月	・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が260円/10kgから270円/10kg（税込）となる。（印西地区環境整備事業組合） ・台風15号による災害廃棄物約10トンを処理
令和２年　（２０２０年）	１月	・印西市廃棄物減量等推進員感謝状贈呈式を実施
令和３年　（２０２１年）	３月	・第３次印西市ごみ減量計画策定
	６月	・いんざい環境フェスタをオンラインで開催 ＊令和２年度はコロナ禍に配慮して中止
令和４年　（２０２２年）	３月	・印西市マイバッグ普及促進協力店制度終了 ・印西市食品ロス削減協力店登録制度開始
	１２月	・ごみ分別アプリ「さんあ～る」外国語対応開始
令和５年　（２０２３年）	３月	・印西市災害廃棄物処理計画改定 ・印西地区ごみ処理基本計画策定
	４月	・有価物集団回収奨励金制度を改正 ＊回収業者への奨励金を3円/kgとする。 【Ｐ23参照】 ・印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の改正 ＊生ごみ処理容器、生ごみ処理機への補助率を１/２とし、せん定枝粉砕機への補助（補助率１/２、補助上限金額40,000円）を開始 【Ｐ24参照】
	１０月	・リユースプラットフォーム「おいくら」連携開始
令和６年　（２０２４年）	１０月	・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が270円/10kgから310円/10kg＋消費税となる。（印西地区環境整備事業組合）
	１２月	・印西クリーンセンター粗大・不燃ごみ処理箇所において火災発生 粗大ごみの収集、個人の直接搬入の受入れを停止（印西地区環境整備事業組合）
令和７年　（２０２５年）	１月	・粗大ごみ、不燃ごみの処理を民間事業者に委託（印西地区環境整備事業組合）
	２月	・粗大ごみの収集を再開（印西地区環境整備事業組合）
	１０月	・プラスチック製品の資源物回収を開始（印西地区環境整備事業組合）
	１１月	・小型充電式電池の窓口回収を開始（市内１５箇所）

（２）清掃事業費の推移

各年度決算値　　（単位：千円）

年度	一般会計 歳出額	４款２項 清掃費	１目 清掃総務費	２目 塵芥処理費	３目 し尿処理費
元	34, 297, 842	1, 051, 191	33, 695	912, 679	104, 818
2	54, 731, 505	1, 284, 642	24, 939	1, 121, 476	138, 227
3	42, 462, 374	1, 420, 723	25, 968	1, 223, 225	171, 531
4	46, 718, 348	1, 568, 286	31, 963	1, 201, 929	334, 394
5	49, 421, 855	1, 522, 741	27, 132	1, 283, 622	211, 988
6	51, 165, 048	1, 755, 406	27, 542	1, 536, 675	191, 189
7	56, 317, 456	2, 040, 138	27, 703	1, 770, 573	241, 862

※千円未満は切り上げのため、目の合計が項の数値と一致しない場合あり。

清掃総務費・・・ごみ減量化・再資源化推進事業、不法投棄対策に要する経費など
塵芥処理費・・・印西地区環境整備事業組合負担金（共通経費、衛生費、次期施設建設費、余熱利用施設費、最終処分場費、元利償還金、予備費）など
し尿処理費・・・印西地区衛生組合負担金（経常経費、建設事業費）

◎清掃事業費推移グラフ

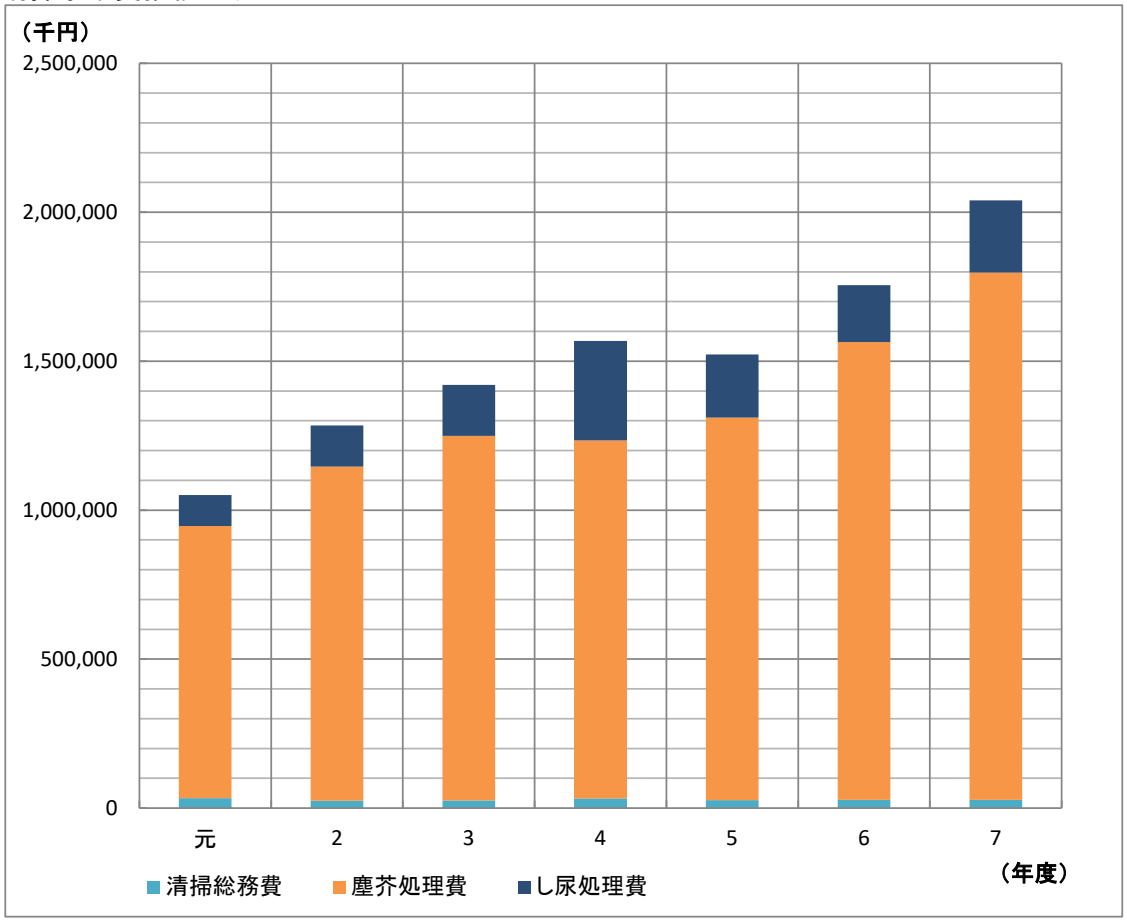

（３）年度別ごみ排出量推移

◎一般廃棄物（家庭系＋事業系）排出量推移　　（単位：排出量(kg),原単位(ｇ)）

年度	人口	可燃ごみ	原単位	不燃ごみ	原単位	粗大ごみ	原単位	資源物	原単位	合計	原単位
元	103,794	25,405,320	669	619,770	16	1,430,090	38	5,864,488	154	33,319,668	877
2	106,080	26,067,370	673	648,740	17	1,406,810	36	6,091,587	157	34,214,507	884
3	108,141	26,135,820	662	602,430	15	1,295,440	33	6,126,602	155	34,160,292	865
4	110,208	26,539,500	660	534,440	13	1,192,360	30	5,978,688	149	34,244,988	851
5	111,109	25,787,890	634	514,060	13	1,153,230	28	5,746,886	141	33,202,066	816
6	111,795	25,449,690	624	501,210	12	1,007,730	25	5,657,672	139	32,616,302	799
7	112,402	25,200,350	614	479,630	12	1,008,870	25	5,547,147	135	32,235,997	786

＊1 人口は、住民基本台帳人口(外国人住民（登録）含む。)で各年度末現在。
＊2 原単位とは、１人１日当りのごみ排出量（単位：ｇ）
＊3 「資源物」には、有価物集団回収量及び廃食油回収を含む。
＊4 原単位は、四捨五入により、内訳の積上げと合計が一致しない場合あり。
※R元年度、R5年度は年間366日

◎年度別排出量推移グラフ

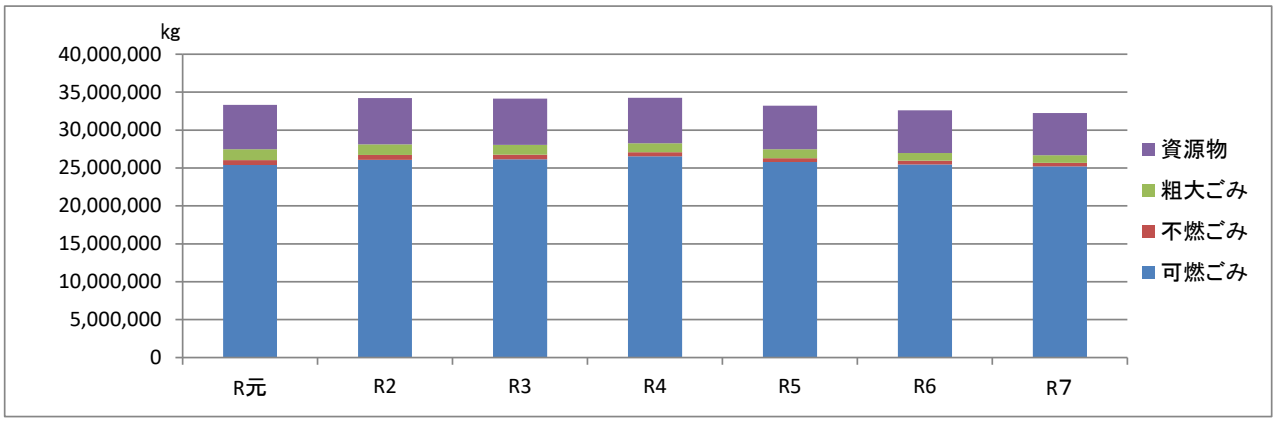

◎年度別合計原単位推移グラフ

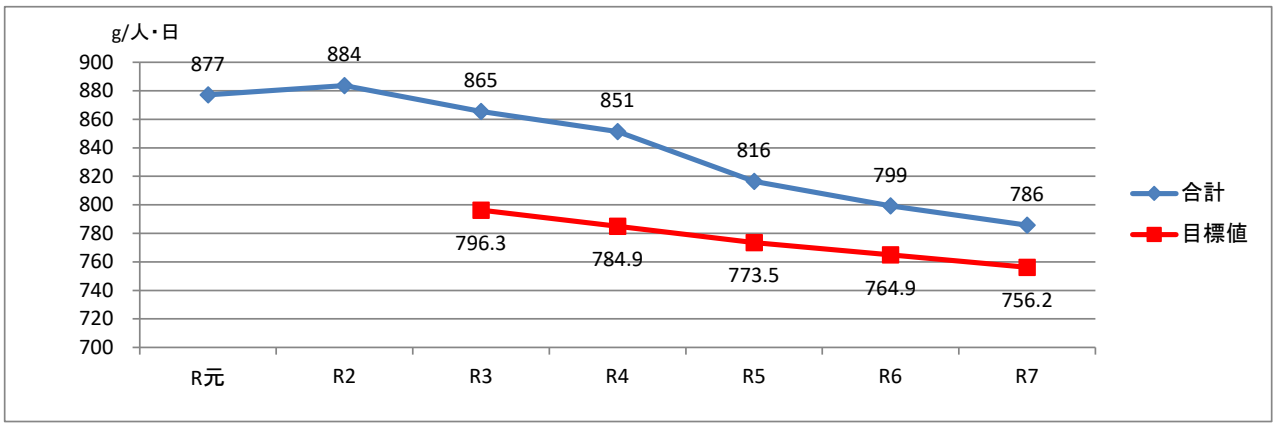

◎家庭系一般廃棄物排出量推移　　（単位：排出量(kg),原単位(ｇ)）

年度	人口	可燃ごみ	原単位	不燃ごみ	原単位	粗大ごみ	原単位	資源物	原単位	合計	原単位
元	103,794	17,918,010	472	609,260	16	1,427,120	38	5,864,488	154	25,818,878	680
2	106,080	18,810,030	486	637,320	16	1,401,440	36	6,091,587	157	26,940,377	696
3	108,141	18,877,690	478	591,160	15	1,294,050	33	6,126,602	155	26,889,502	681
4	110,208	18,832,800	468	526,680	13	1,189,780	30	5,978,688	149	26,527,948	659
5	111,109	18,389,940	452	505,100	12	1,150,960	28	5,746,886	141	25,792,886	634
6	111,795	18,267,810	448	494,320	12	988,230	24	5,657,672	139	25,408,032	623
7	112,402	18,077,570	441	477,140	12	1,003,280	24	5,547,147	135	25,105,137	612

＊1 人口は、住民基本台帳人口(外国人住民（登録）含む。)で各年度末現在。
＊2 原単位とは、１人１日当りのごみ排出量（単位：ｇ）
＊3 「資源物」には、有価物集団回収量及び廃食油回収を含む。
＊4 原単位は、四捨五入により、内訳の積上げと合計が一致しない場合あり。
※R元年度、R5年度は年間366日

◎年度別排出量推移グラフ（家庭系）

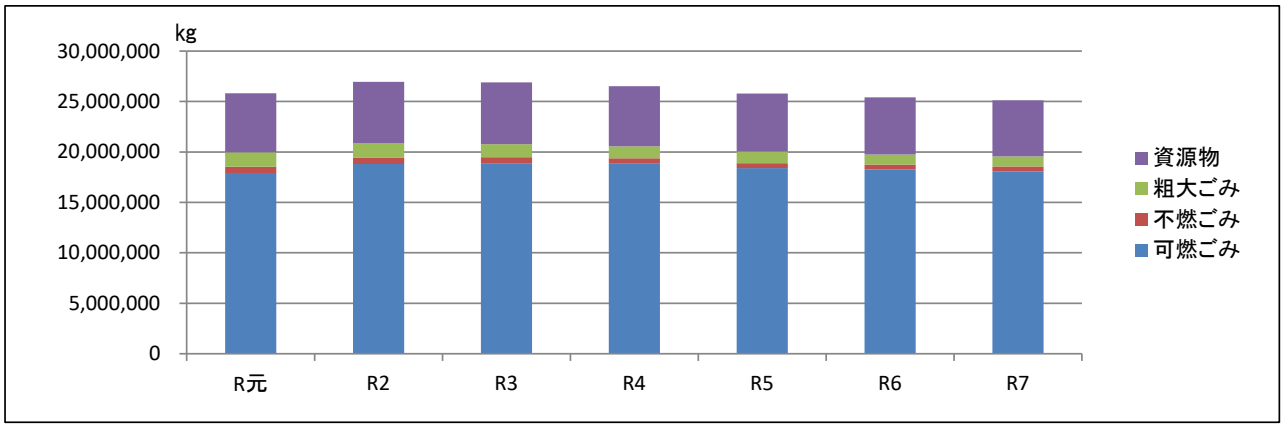

◎年度別合計原単位推移グラフ

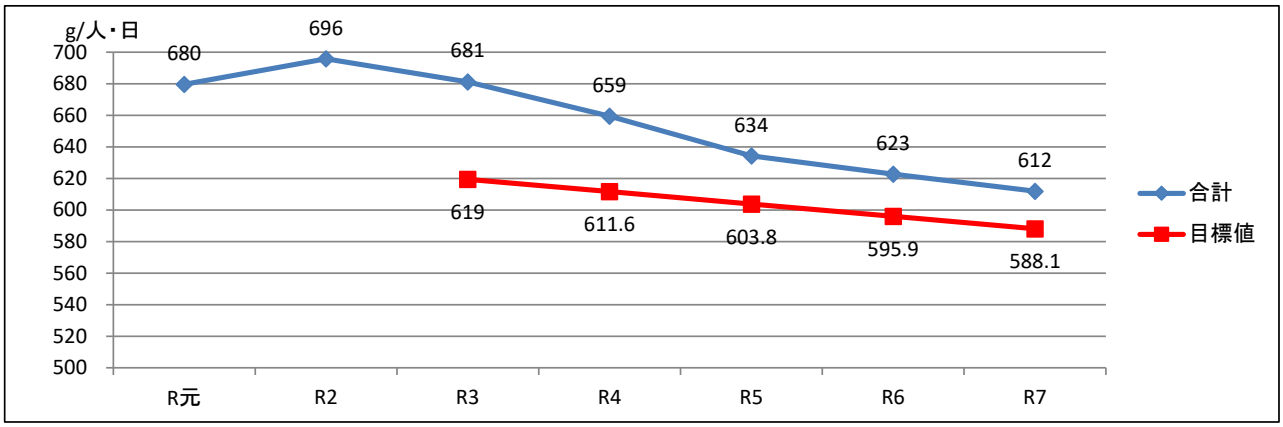

◎令和７年度　月別家庭系ごみ収集量

（単位：kg）

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合　計
４月	1,542,800	39,250	90,000	1,672,050
５月	1,698,150	42,850	100,170	1,841,170
６月	1,547,030	34,170	74,160	1,655,360
７月	1,596,900	36,690	80,010	1,713,600
８月	1,454,720	41,770	78,680	1,575,170
９月	1,531,510	33,070	73,350	1,637,930
10月	1,524,480	35,580	91,630	1,651,690
11月	1,449,570	39,530	81,700	1,570,800
12月	1,626,590	49,550	100,110	1,776,250
１月	1,440,880	47,140	82,110	1,570,130
２月	1,215,710	39,730	69,530	1,324,970
３月	1,449,230	37,810	81,830	1,568,870
合計	18,077,570	477,140	1,003,280	19,557,990

◎月別家庭系ごみ収集量推移グラフ

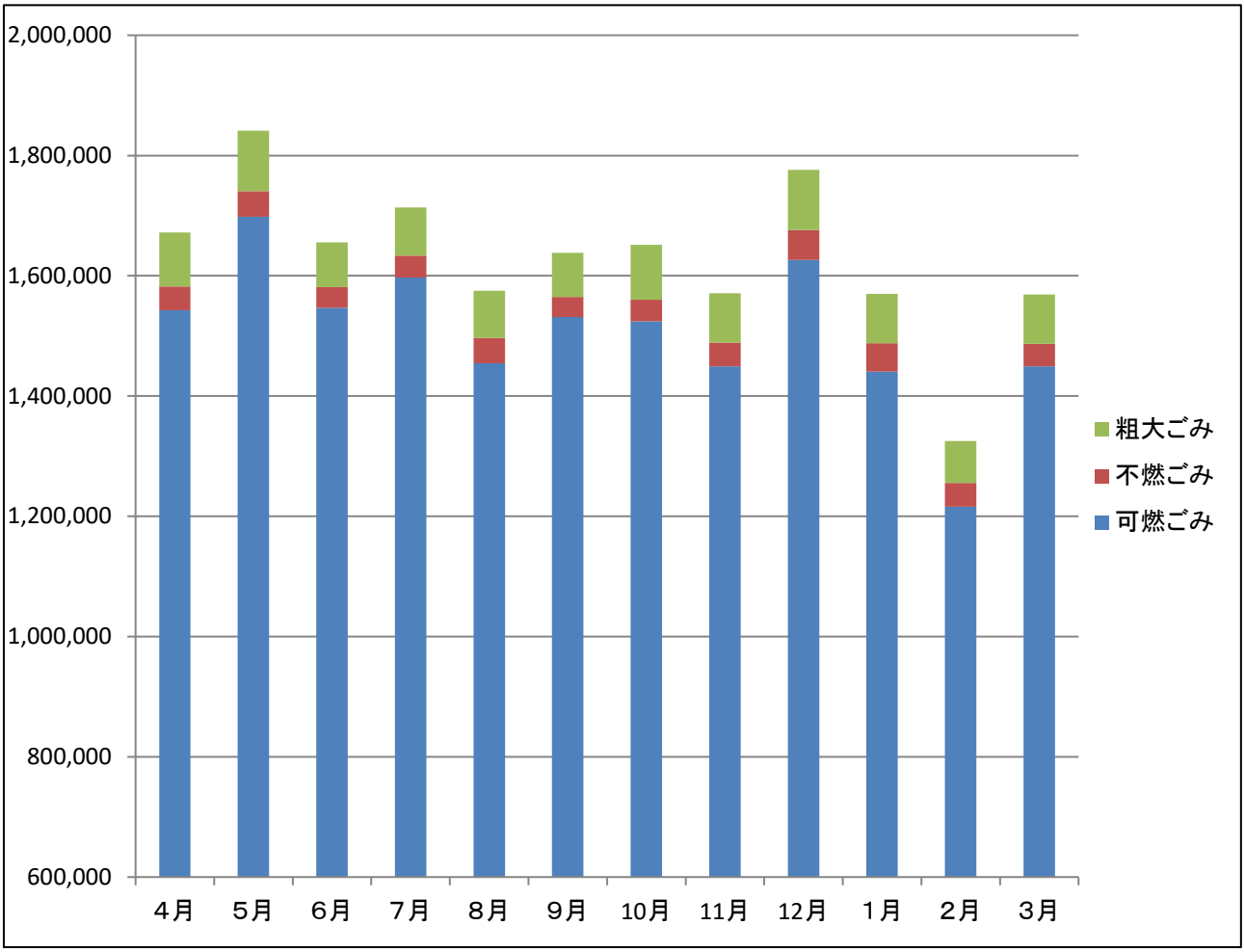

○資源物収集量内訳　（単位：kg）

	R3	R4	R5	R6	R7
ビン類	732,070	740,820	722,920	705,360	677,410
カン類	324,900	320,170	303,290	305,220	291,780
紙類	1,909,600	1,875,120	1,791,880	1,772,040	1,733,950
布類	293,920	278,750	260,360	268,720	291,780
ペットボトル	359,310	367,630	370,600	380,760	382,030
プラスチック製容器包装	1,017,150	1,004,230	968,000	960,660	987,870
廃食油	6,165	6,300	6,120	6,120	5,040
スプレー缶・カセット式ボンベ	31,960	31,670	31,970	31,600	31,560
小型家電	9,357	9,364	10,332	12,191	14,448
合計	4,684,432	4,634,054	4,465,472	4,442,671	4,415,868

＊1 家庭系一般廃棄物で、有価物集団回収分を除く。

◎資源物収集量推移グラフ

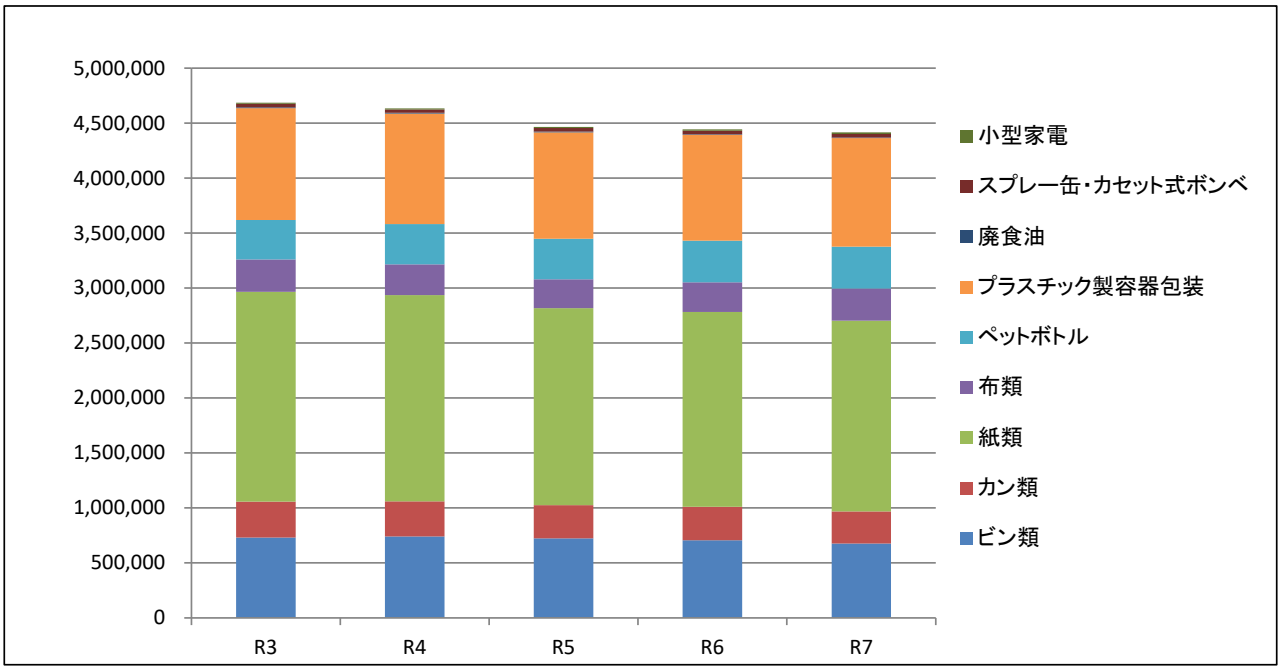

○資源物出荷量内訳　（単位：ｔ）

		R3	R4	R5	R6	R7
ビン	無色ガラス	284.56	265.12	268.92	240.20	250.66
	茶色ガラス	208.47	203.61	192.37	188.43	178.24
	その他ガラス	238.76	236.04	193.53	214.17	213.47
カン	スチール	127.07	124.22	115.82	108.31	107.39
	アルミ	149.67	152.29	151.00	150.84	150.29
紙	飲料用紙製容器（紙パック）	14.42	13.88	13.74	13.43	13.12
	段ボール	894.92	902.00	874.40	876.60	879.26
	新聞	363.31	336.64	305.84	283.28	258.45
	雑誌・雑がみ	636.95	622.60	597.90	598.73	583.12
ウエス（布類）		293.92	278.75	260.36	268.72	261.96
ペットボトル		351.02	356.13	366.80	345.56	365.73
プラスチック製容器包装		914.11	933.93	881.73	880.12	890.67
廃食油		6.17	6.30	6.12	6.12	5.04
小型家電		9.36	9.36	10.33	12.19	14.49
合計		4,492.71	4,440.87	4,238.86	4,186.70	4,171.89

＊スプレー缶は、カンに含む。

◎事業系一般廃棄物排出量推移　　（単位：排出量(kg)，日量(ｔ/日)）

年度	可燃ごみ	日量	不燃ごみ	日量	粗大ごみ	日量	合計	日量
元	7,487,310	20.5	10,510	0.0	2,970	0.0	7,500,790	20.6
2	7,257,340	19.9	11,420	0.0	5,370	0.0	7,274,130	19.9
3	7,258,130	19.9	11,270	0.0	1,390	0.0	7,270,790	19.9
4	7,706,700	21.1	7,760	0.0	2,580	0.0	7,717,040	21.1
5	7,397,950	20.2	8,960	0.0	2,270	0.0	7,409,180	20.2
6	7,181,880	19.7	6,890	0.0	19,500	0.1	7,208,270	19.7
7	7,122,780	19.5	2,490	0.0	5,590	0.0	7,130,860	19.5

＊1 日量とは、１日あたりのごみ排出量（単位：ｔ/日）
＊2 日量は、四捨五入により小数第１位まで表示。
＊3 事業所数：平成28年 2,246、令和３年 2,372（令和３年経済センサス‐活動調査より）
※R元年度、R5年度は年間366日

◎年度別排出量推移グラフ

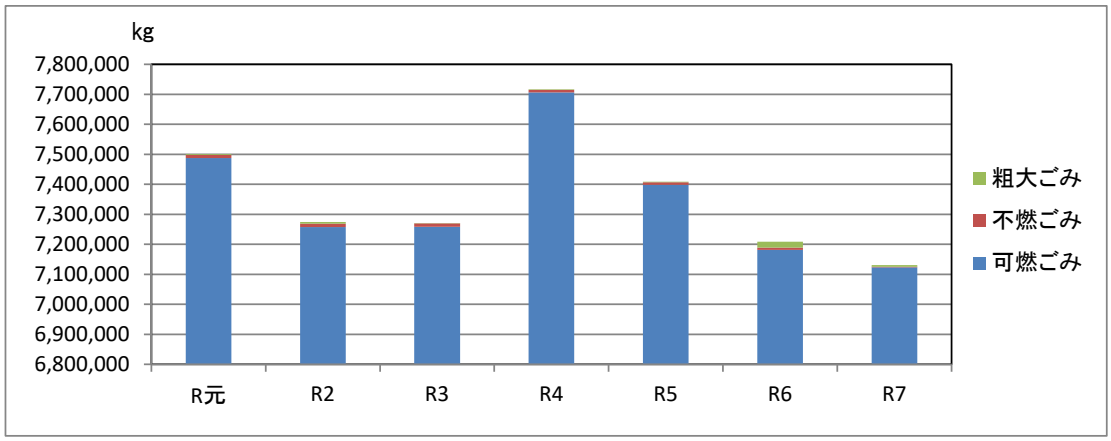

◎年度別１日あたり排出量推移グラフ

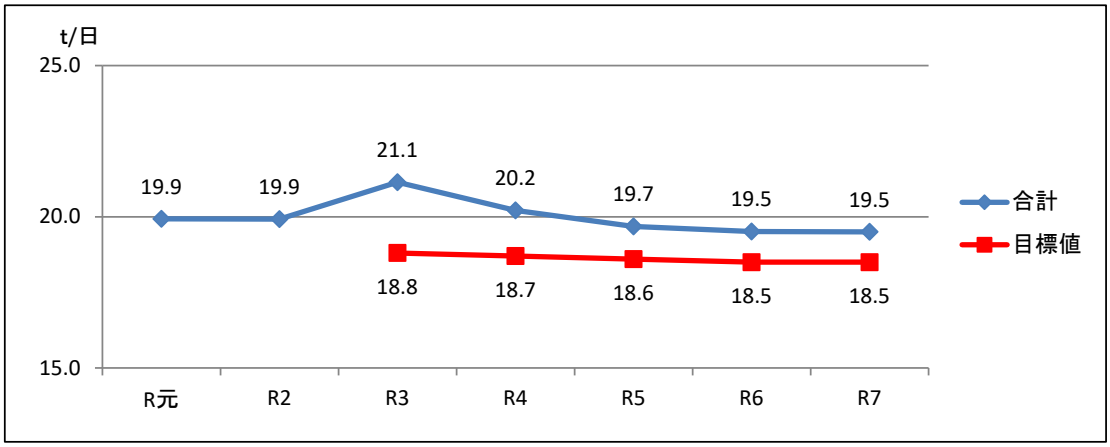

（４）年度別し尿排出量推移

（単位：人、ｷﾛﾘｯﾄﾙ）

年度	総人口	世帯数	非水洗化人口	浄化槽人口	生し尿量	浄化槽汚泥量	総排出量	下水道水洗化人口
元	103,794	41,444	594	18,312	697	7,871	8,568	84,888
2	106,080	42,637	537	18,354	556	8,085	8,641	87,189
3	108,141	43,620	523	19,213	574	8,376	8,950	88,405
4	110,208	44,883	471	19,711	552	8,191	8,743	90,026
5	111,109	45,687	456	20,213	369	8,507	8,876	90,440
6	111,795	46,476	457	20,403	460	8,463	8,923	90,935
7	112,402	46,964	483	21,701	231	9,521	9,752	90,218

＊1 人口・世帯数は、年度末により、住民基本台帳人口で、外国人住民（登録）を含む。

◎年度別排出量推移グラフ

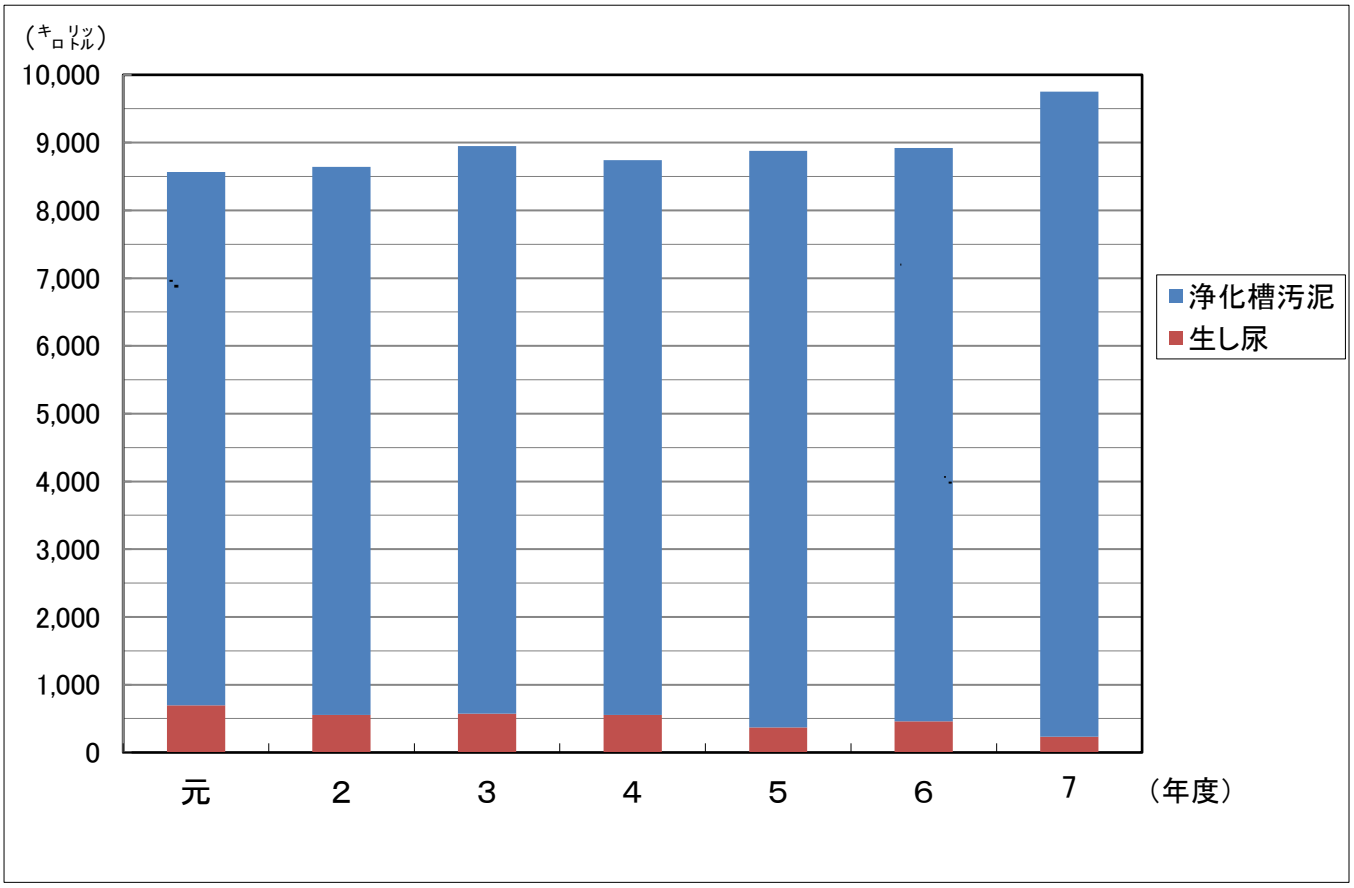

（５）し尿浄化槽設置状況

近年、生活水準の向上などから水洗化が指向されており、し尿浄化槽の設置基数が増加しています。

しかし、し尿浄化槽は、その他維持管理を適正にしなければ臭気・水質汚濁等、生活環境上の問題となるため管理及び指導を強化するとともに、合併浄化槽を普及し、処理水による自然環境保全を図る必要があります。

◎年度別浄化槽世帯数・設置基数

年度	合併処理浄化槽世帯数	単独浄化槽世帯数	汲み取り処理世帯数	合　　計
R元	6,544	1,014	202	7,760
2	6,580	998	201	7,779
3	7,016	986	198	8,200
4	7,316	973	196	8,485
5	7,626	949	196	8,771
6	8,430	935	195	9,560
7	8,371	930	194	9,495

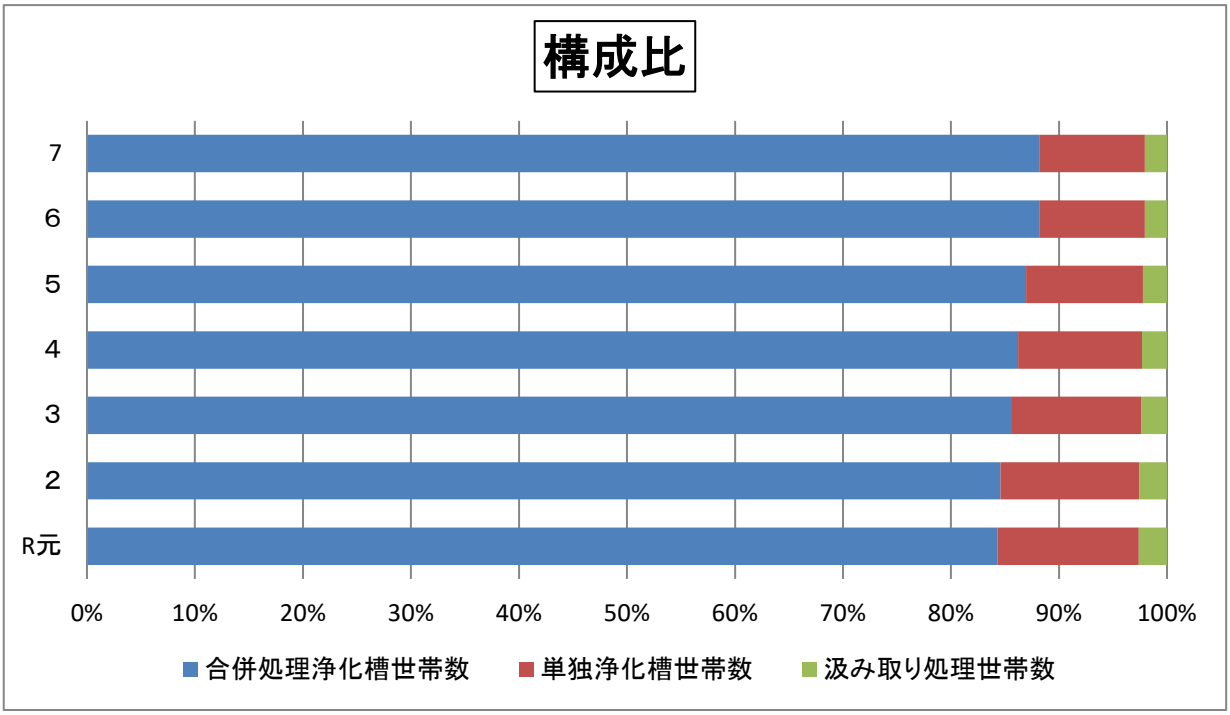

（６）ごみ処理コスト推移

◎収集運搬等コスト

年度	歳入額（円） A	歳出額（円） B	収集運搬量（ｔ） C	コスト（円／ｔ） B÷C	 （B－A）÷C	備　　考
2	19,422,525	461,192,054	25,562.09	18,042	17,282	
3	21,093,300	471,236,672	25,441.17	18,523	17,694	
4	42,434,823	483,349,365	25,177.01	19,198	17,513	
5	38,474,551	486,095,118	24,505.35	19,836	18,266	
6	37,422,360	522,968,793	24,186.91	21,622	20,075	
7	35,561,368	561,493,650	23,968.82	23,426	21,942	

＊歳入額Ａ：古紙等資源物売払代金＋容器包装リサイクル協会によるペットボトル等の有償入札拠出金

＊歳出額Ｂ：塵芥収集委託料等

◎印西クリーンセンター維持管理コスト

年度	歳入額（円） A	歳出額（円） B	搬入量（ｔ） C	コスト（円／ｔ） B÷C	 （B－A）÷C	備　　考
2	361,830,075	1,794,496,000	49,772	36,054	28,785	
3	368,270,635	1,848,136,601	49,397	37,414	29,959	
4	374,445,244	1,892,149,676	48,937	38,665	31,013	
5	367,372,801	2,003,947,000	47,598	42,101	34,383	
6	406,314,521	2,144,773,101	46,835	45,794	37,119	
7	446,236,214	2,368,639,770	45,958	51,539	41,830	

＊歳入額Ａ：ごみ処分手数料＋有価物売払代金

＊歳出額Ｂ：清掃総務費＋塵芥処理費

（７）し尿処理コスト推移

◎処理コスト　　（単位：円・キロリットル）

年度	歳入額 A	歳出額 B	差引額 C	収集量 し尿 D	 浄化槽 E	コスト （円/キロリットル） C÷(D+E)
2	40,000	138,227,000	138,187,000	556	8,085	15,992
3	40,000	171,531,000	171,491,000	574	8,376	19,161
4	40,000	334,394,000	334,354,000	552	8,191	38,242
5	40,000	211,988,000	211,948,000	369	8,507	23,879
6	40,000	191,189,000	191,149,000	460	8,463	21,422
7	40,000	241,862,000	241,822,000	231	9,521	24,797

＊歳出額Ｂ：印西地区衛生組合負担金決算額

４．可燃ごみの組成割合

（１）家庭系可燃ごみ組成分析（%）

市では、環境整備事業組合と協力して、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査を実施しています。調査は、全集積所の中から、住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートなど、農業集落地域の３種類から２か所ずつ合計６か所の集積所を選定し、１集積所当たり３袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析しています。

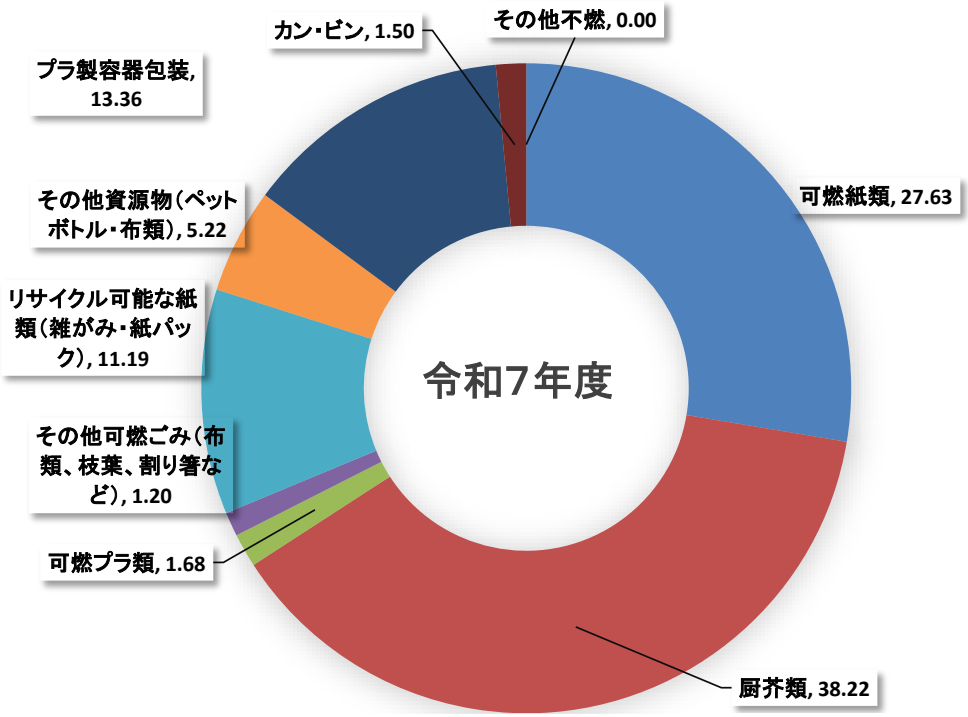

（２）印西クリーンセンター焼却炉ごみ質分析（%）

印西クリーンセンターでは、焼却炉に搬入される可燃ごみ（家庭系・事業系）を撹拌後、ごみ質分析を実施しています。

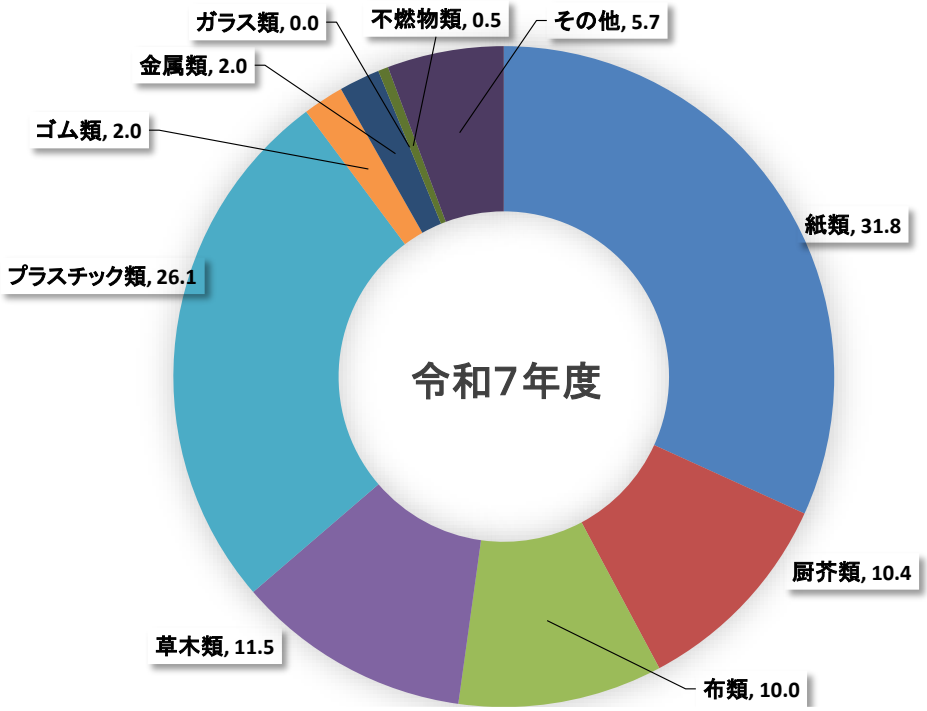

５．資源化事業

（１）有価物集団回収奨励金事業

市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成元年度から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進しています。

この制度は、市民の環境浄化に対する意識を高め生活環境の保全と向上を目的に、子ども会・高齢者クラブ・町内会等の団体が、有価物回収を行った場合、その有価物の回収量に応じて奨励金を交付するものです。

＊有価物…紙類・繊維類・ビン類・金属類・ペットボトル

【有価物回収の流れ】

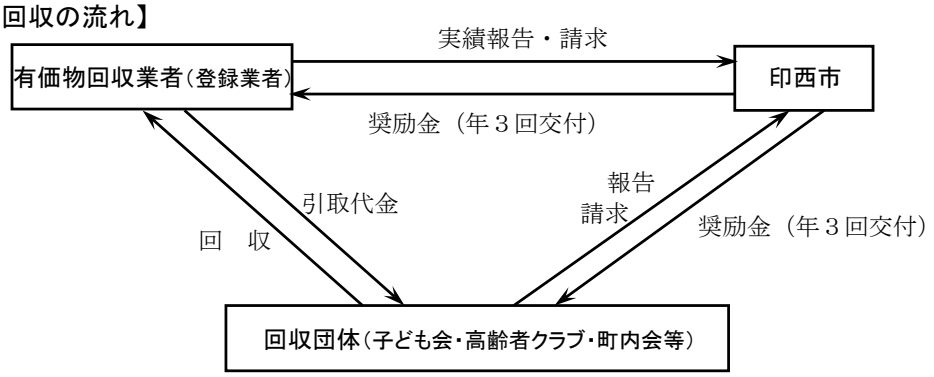

＊令和７年度団体単価…回収量１kgにつき６円
＊令和７年度業者単価…回収量１kgにつき３円

◎集団回収量の推移　　（単位：kg・円）

年度	実　施 団体数	紙　類	布　類	アルミ	ビン類	鉄　類	ペットボトル	合　計	奨励金
R元	110	1,452,020	88,785	16,506	52,192	23,627	54,547	1,687,677	13,499,936
R2	99	1,172,391	82,894	13,622	43,362	22,742	37,117	1,372,128	10,976,814
R3	97	1,249,603	87,290	15,701	38,529	23,237	27,810	1,442,170	11,537,360
R4	97	1,164,366	78,723	12,145	35,574	26,173	27,653	1,344,634	10,756,492
R5	96	1,092,268	78,480	16,791	33,249	25,914	34,712	1,281,414	11,532,141
R6	96	1,034,378	74,965	14,993	30,258	24,767	35,640	1,215,001	10,935,009
R7	93	953,769	69,880	21,136	29,283	23,458	33,753	1,131,279	10,176,861

※ 令和2年度は、期割を見直したことにより11か月分の数量となっている。

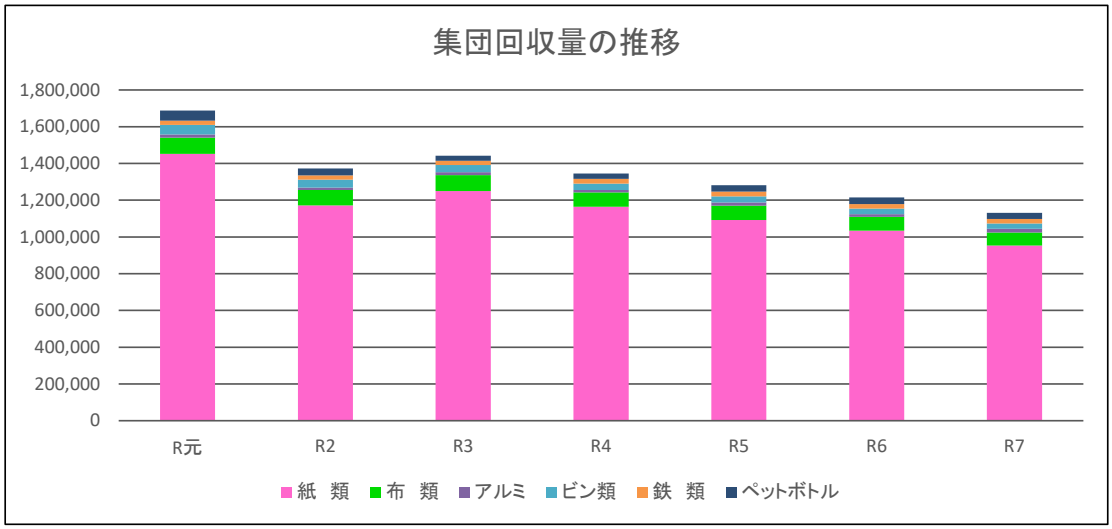

（２）生ごみ減量化事業

市では、「印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱」に基づき、生ごみ処理容器、生ごみ処理機及びせん定枝粉砕機を購入し、設置した家庭に対し補助金を交付し、ごみの減量化と再資源化を図っています。

【補助内容】

＊生ごみ処理容器　購入金額の２分の１、１容器につき3,000円を限度とし１世帯２容器まで。
ただし、５０㍑以下の容器については４容器まで。

＊生ごみ処理機　購入金額の２分の１、１基につき 40,000円を限度とし１世帯１基まで。

＊せん定枝粉砕機　購入金額の２分の１、１基につき 40,000円を限度とし１世帯１基まで。

◎生ごみ処理容器等設置補助金交付状況

年度	コンポスト				ＥＭ容器	処理機	せん定枝粉砕機	補助額（円）	交付世帯数
	計	１３０㍑未満	１９０㍑以上	２３０㍑以上					
H18	12	5	4	3	5	40		1,425,800	53
H19	6	5	1	0	12	39		1,423,000	51
H20	20	14	4	2	10	53		1,841,700	74
H21	815	267	217	331	5	165		6,966,750	774
H22	16	11	4	1	2	50		1,928,800	65
H23	30	25	1	4	7	35		1,383,000	62
H24	12	4	3	5	15	32		1,227,300	49
H25	15	12	0	3	3	32		1,149,000	48
H26	12	7	1	4	1	32		1,141,600	44
H27	15	7	1	7	0	37		1,327,100	48
H28	19	12	0	7	4	50		1,582,300	65
H29	18	12	2	4	0	30		1,037,500	45
H30	18	17	0	1	5	33		1,165,200	47
R元	23	15	2	6	2	33		1,197,000	52
R2	16	9	2	5	4	67		1,960,300	83
R3	28	20	5	3	10	92		2,850,000	117
R4	11	9	1	1	1	85		2,594,700	95
R5	20	14	5	1	0	97	9	2,994,500	118
R6	22	12	6	4	1	86	18	3,029,100	120
R7	17	12	0	5	0	79	19	2,797,000	113

※平成８年度よりＥＭ菌等を使った容器、平成１０年度より処理機（機械式処理容器）、
令和５年度よりせん定枝粉砕機に対して補助金を交付しています。

※平成２１年度については、合併に伴い旧印旛・本埜分の累計を加えました。

	コンポスト計	１３０以上	１９０以上	２３０以上	減量機	粉砕機	補助額（円）	交付世帯数
旧印旛分	299	96	80	123	58		2,184,850	279
旧本埜分	504	161	136	207	53		2,861,200	426
計	803	257	216	330	111		5,046,050	705

※令和７年度までの累計交付世帯数は、3,713件

６．施設・許可業者

（１）ごみ処理施設

一般廃棄物の中間処理については、一部事務組合である印西地区環境整備事業組合が事務分担し、印西市・白井市及び栄町の一般廃棄物を「印西クリーンセンター」において、焼却・破砕処理しています。

【施設概要】

名　　称	印西クリーンセンター	着　　工	S58年 9月/焼却施設
事業主体	印西地区環境整備事業組合		S59年 7月/粗大施設
所 在 地	印西市大塚１丁目１番地		H 8年 3月/3号焼却炉増設
敷地面積	２４，９６８㎡	竣　　工	S61年 3月
処理能力	焼却施設300t/日(100t/日×3基)		H11年 3月/3号焼却炉
	粗大ごみ処理施設50t/5h(1基)	設計施工	日本鋼管（株）

【処理体系】

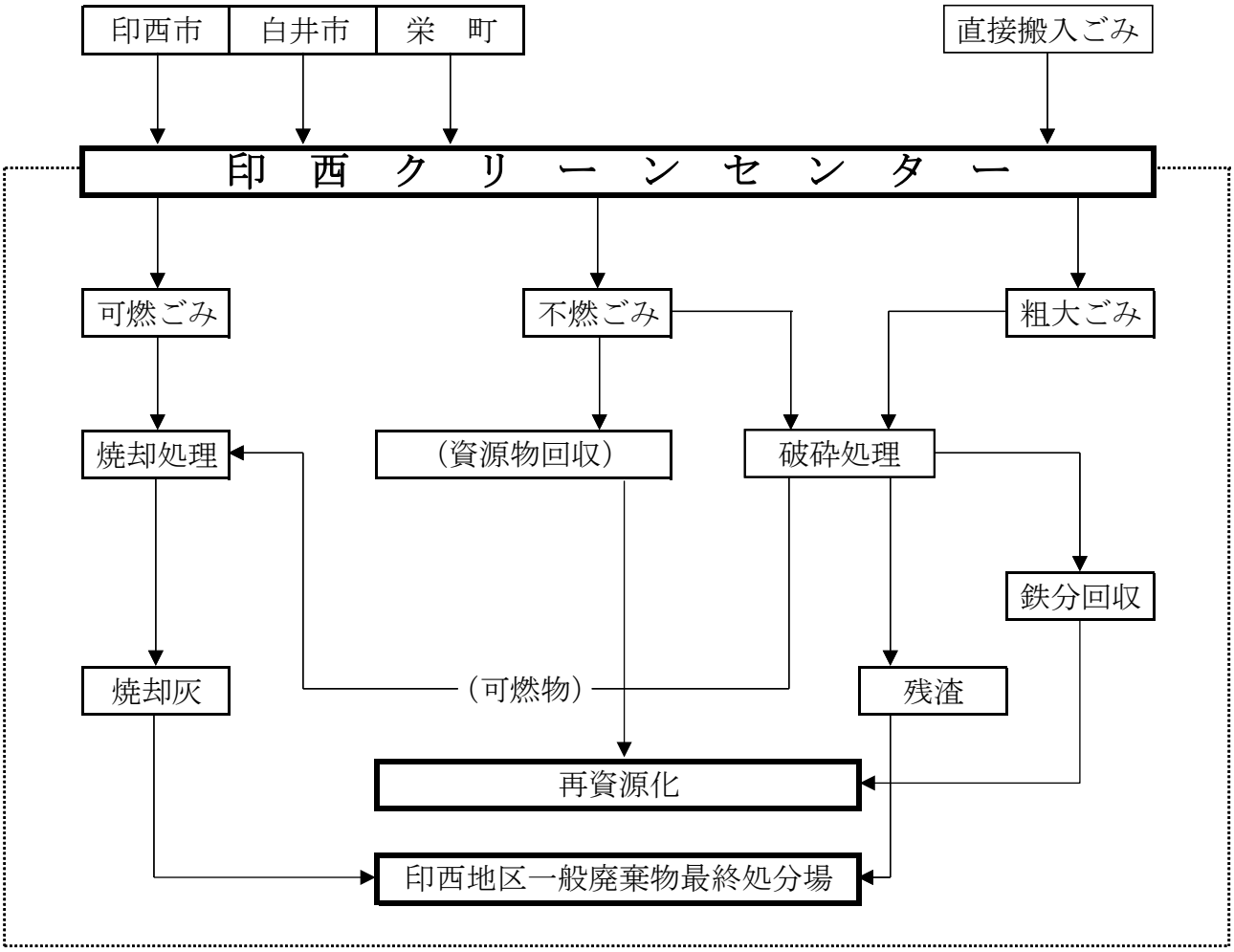

・令和６年12月27日の火災以降の不燃ごみ、粗大ごみは、民間事業者で処理

（２）ごみ収集運搬許可業者

令和8年3月31日現在

	業者名	住所	電話番号
1	（有）渡辺新生興業	印西市大森2476-11	0476-42-4788
2	千葉クリーン（株）	印西市別所61	0476-42-3133
3	千葉北部環境整備（有）	印西市平岡283-47	0476-42-2716
4	（有）鎌ヶ谷紙業	鎌ケ谷市東中沢2-23-54	047-445-2168
5	船橋興産（株）	船橋市高瀬町31-2	047-433-5581
6	（株）環境美装	富里市七栄533-78	0476-93-5246
7	（株）ヤマウチ	船橋市三咲3-6-13	047-448-5486
8	（株）印旛共進	印西市小林北5-4-3	0476-97-5379
9	共同リサイクル（株）	成田市三里塚光が丘1-862	0476-35-2635
10	（有）石川産業	印西市竹袋254-8	0476-42-8909
11	（株）本埜共進	印西市本埜小林26	0476-97-1146
12	（有）綜合環境サービス	我孫子市布佐3398	0476-42-6100
13	（株）サン・クリーンサービス	千葉市稲毛区山王町289-1	043-423-3629
14	（株）丸幸	鎌ケ谷市鎌ケ谷8-1-33	047-443-0903
15	（株）マルトシ	東金市山田1315-1	0475-53-4055
16	（有）印旛清掃	印西市鎌苅386	0476-99-1591
17	（株）北辰産業	四街道市四街道1544-2	043-489-7969
18	本埜クリーンサービス	印西市下井68-5	0476-97-3838
19	（株）北総フォレスト	印西市岩戸3298-1	0476-80-5211

（３）し尿処理施設

し尿処理は、一部事務組合である印西地区衛生組合が事務分担し、印西市・栄町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を、印西地区衛生組合衛生センターで共同処理しています。

【施設概要】

名　　称：印西地区衛生組合衛生センター　　着　工：Ｈ２年６月
事業主体：印西地区衛生組合　　竣　工：Ｈ４年７月
所 在 地：印旛郡栄町須賀1997番地の27　　施　工：株式会社クボタ
敷地面積：９，４１７㎡
処理能力：３２㌔㍑／日（し尿２㌔㍑・浄化槽汚泥３０㌔㍑）
処理方式：高負荷脱窒素処理方式（限外ろ過膜方式）＋ 高度処理

（４）し尿及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者

令和8年3月31日現在

NO	業　者　名		備　考
1	千葉北部環境整備（有） 印西市平岡283-47	〒270-1324 TEL0476-42-2716	
2	ウッドテック（株） 印西市小林3990-1	〒270-1313 TEL0476-97-2551	し尿除く
3	（株）北総クリーンサービス 富里市立沢新田83-3	〒286-0215 TEL0476-93-0877	
4	（株）下総衛生 富里市十倉310-24	〒286-0212 TEL0476-93-1101	

７．その他

（１）クリーン印西推進運動

毎月第１月曜日をクリーン印西推進デーとし、「みんなでつくろう　美しい　ふるさと いんざい」をテーマに、市・市民・事業所が一体となり、ごみの散乱防止・散乱空き缶等の清掃を目的とするクリーン印西推進運動を平成６年度より実施。

年度	団体数	延べ参加人数	可燃ごみ量(t)	不燃ごみ量(t)	合　計(t)
元	166	30,424	15.29	0.95	16.24
2	158	25,386	15.17	1.60	16.77
3	150	19,369	13.06	1.36	14.42
4	146	24,052	18.00	0.62	18.62
5	161	22,868	16.75	1.08	17.83
6	165	23,881	14.83	0.76	15.59
7	154	23,959	14.74	0.67	15.41

（２）ゴミゼロ運動

関東甲信越静１都１０県環境美化運動の日（ゴミゼロ運動）を中心に、統一美化キャンペーンを実施し、空き缶等のごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を図っています。昭和５７年度より実施。
平成２２年度から平成２８年度まで、市独自に「秋の統一美化キャンペーン」を実施。

年度	実施日	団体数	参加人数	可燃ごみ量(t)	不燃ごみ量(t)	粗大ごみ(t)	処理困難物量(t)	合　計(t)
元	5月26日	193	12,825	15.01	2.92	1.92	1.19	21.04
2	「新型コロナウイルス感染症」の影響により中止。							
3	「新型コロナウイルス感染症」の影響により中止。							
4	5月29日	135	8,285	9.67	2.78	1.27	2.10	15.82
5	5月28日	151	9,139	10.50	2.20	1.18	1.07	14.95
6	5月26日	158	9,263	10.19	2.03	1.25	2.44	15.91
7	5月31日	145	8,477	10.24	1.71	0.74	1.58	14.27

（３）不法投棄防止事業

市内において場所や時間帯を問わずゲリラ的に発生する不法投棄行為に対し、パトロールの実施のほか、不法投棄監視員を配置し、未然防止に努めるとともに、不法投棄物の早期発見・早期対応により快適な生活環境を保全し、「不法投棄しにくい」環境づくりを目指しています。
平成２２年度より不法投棄物協働撤去事業を開始。

年度	パトロール実施数(委託)	夜間パトロール実施数(職員)	監視カメラ設置数			不法投棄件数
			固定式	移動式	小型	
元	100回	7回	15台	20台	50台	149件
2	106回	7回	15台	20台	50台	185件
3	103回	7回	15台	20台	50台	112件
4	100回	7回	15台	20台	50台	92件
5	100回	7回	15台	20台	50台	78件
6	100回	7回	15台	20台	50台	73件
7	100回	7回	15台	20台	50台	70件

年度	行為者による投棄物撤去件数
2	6件
3	1件
4	8件
5	1件
6	2件
7	2件

（４）動物死骸収集

路上等に放置された動物（犬・猫等）の死骸を収集し、衛生上好ましい状態に回復しています。

（単位：件）

年度	収集				未収集				件数計
	犬	猫	その他	収集計	犬	猫	その他	未収集計	
30	0	69	72	141	0	4	14	18	159
元	0	76	89	165	0	15	20	35	200
2	0	65	88	153	0	15	15	30	183
3	0	46	75	121	0	10	16	26	147
4	0	61	83	144	0	6	7	13	157
5	0	54	82	136	0	12	4	16	152
6	0	30	74	104	0	8	13	21	125
7	0	22	84	106	0	5	8	13	119

※未収集とは、発見できず回収できなかった件数。

（５）歩行喫煙、ポイ捨て等防止事業

市、市民等、事業者、土地所有者等が一体となり、きれいなまちづくりを推進するために取り組み、清潔で快適な生活環境を確保することを目的として、歩行喫煙、空き缶等の散乱の防止等に関し、平成２０年１月１５日に「印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例」を施行し、事業を実施しています。

平成２０年４月１日より、千葉ＮＴ中央駅付近を重点区域と定め、過料徴収を開始。

令和２年１月１日に指定喫煙場所を廃止。

【指導状況】

年度		千葉ＮＴ中央駅付近	印西牧の原・印旛日本医大駅付近	木下駅付近	小林駅付近	その他	計	勤務日数	備考
元	口頭指導	1,398	48	11	2	8	1,467	204日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	1,398	48	11	2	8	1,467		
2	口頭指導	76	15	3	1	0	95	215日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	76	15	3	1	0	95		
3	口頭指導	65	9	2	3	0	79	225日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	65	9	2	3	0	79		
4	口頭指導	89	15	6	0	2	112	182日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	89	15	6	0	2	112		
5	口頭指導	73	32	6	0	0	111	173日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	73	32	6	0	0	111		
6	口頭指導	68	21	0	0	0	89	169日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	68	21	0	0	0	89		
7	口頭指導	30	0	0	0	0	30	212日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	30	0	0	0	0	30		